

平成17年5月11日

各位

会社名 新日鉱ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 康 行
コード番号 5016
問合せ先 総務グループ(IR・広報担当)
シニアオフィサー 八牧暢行
電 話 03-5573-5123

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行について

当社は、平成17年5月11日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社及び新日鉱グループ中核事業会社の取締役等に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行に関する議案を平成17年6月28日開催予定の当社第3回定時株主総会に提案することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び新日鉱グループ中核事業会社の取締役等の報酬について、株主重視の経営を旨とし成果主義の一層の強化を図るべく、固定的報酬である現行の退職慰労金を廃止するなど報酬制度の見直しを行うこととし、退職慰労金相当額の一部を当社株式の価値と連動する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の無償発行へ組み替えます。これにより、当社及び新日鉱グループ中核事業会社の取締役等の報酬について当社の株価や連結業績への感応度をより引き上げ、これらの者が株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを当社の株主の皆様と共有することにより、連結業績向上及び株価上昇への意欲や士気を一層高めることとします。

当社は、今後とも株主総会での御承認を条件に、当社及び新日鉱グループ中核事業会社の取締役等に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する予定であります。

なお、監査役の報酬につきましては、退職慰労金を含め従来どおりとします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役若しくはシニアオフィサー又は当社子会社である株式会社ジャパンエナジー、日鉱金属株式会社、株式会社日鉱マテリアルズ若しくは日鉱金属加工株式会社

の取締役若しくは執行役員であって、新株予約権の発行に係る当社取締役会最終時において在任し又は在職する者のうち当社取締役会が割当てを決定した者としてします。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式37万株を上限とします。

ただし、下記(3)により、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。

(3) 新株予約権の総数

740個を上限とします。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、500株とします。

ただし、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とします。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込み金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成17年7月1日から平成37年6月30日までの範囲内で当社取締役会において決定します。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、シニアオフィサー及び監査役並びに当社子会社である株式会社ジャパンエナジー、日鉱金属株式会社、株式会社日鉱マテリアルズ、日鉱金属加工株式会社及び当社取締役会が指定するその他の当社子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から3年の間に新株予約権を行使することができるものとします。

前記にかかわらず、新株予約権者は、次のア又はイに定める場合は、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができるものとします。

ア 平成34年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合：平成34年7月1日から平成37年6月30日まで

イ 当社が消滅会社となる合併契約書承認又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合：当該承認の日

の翌日から15日間

各新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとします。

(8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部につき権利を行使することができなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができるものとします。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとします。

3. その他

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるところによるものとします。

以 上

(注) 新株予約権の具体的な発行及び割当ての内容は、上記について平成17年6月28日開催予定の当社第3回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会で決定いたします。